

福島県高等学校等専攻科の生徒への修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援を実施することにより、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として福島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う福島県高等学校等専攻科の生徒への修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等専攻科

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の専攻科をいう。

(2) 保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(3) 授業料

高等学校等専攻科の授業料をいう。

(支給対象者)

第3条 専攻科修学支援金の対象となる者（以下「受給権者」という。）は、高等学校等専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等専攻科を修了していない者

(3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

(4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者

(5) 高等学校等専攻科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を有する専攻科を含む。）に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

(1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割

以下の者 翌年度の四月

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(支給の期間及び金額)

第4条 専攻科修学支援金の支給期間は、最大で24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、県教育委員会が必要と認めるものについては、当該修業年限)とする。

2 専攻科修学支援金の額は、月額9,900円を上限として、高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、3か月未満の停学処分を受けた者については、以下の各号に掲げる期間において専攻科修学支援金の支給を差し止める。この場合において、専攻科修学支援金を支給しない期間も第1項の支給期間に通算するものとする。

(1) 処分を受けた日の属する月と処分の解かれた日の属する月が異なる場合は、処分を受けた日の属する月から処分の解かれた日の属する月まで

(2) 処分を受けた月と処分が解かれた月が同月の場合はその翌月

(代理受領等)

第5条 県教育委員会は、受給権者に支給すべき専攻科修学支援金を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、専攻科修学支援金の支給があったものとみなす。

2 専攻科修学支援金の支給前に当該受給権者の授業料等が納付されている場合は、当該専攻科修学支援金に相当する額を当該受給権者に支給するものとする。

(受給資格の認定)

第6条 専攻科修学支援金の支給を受けようとする者は、様式第1号による受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に、保護者等の個人番号カードの写しその他個人番号が確認できる書類を貼り付けた様式第5号による個人番号カード(写)等貼付台紙(以下「個人番号カードの写し等」という。)又は市町村民税課税標準額、調整控除額及び調整額を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添えて、高等学校等専攻科を設置している学校の長(以下「学校長」という。)を通じて県教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定による認定をしたとき又はしなかったときは、その旨を学校長を通じて当該申請を行った者に対し通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第7条 受給権者である生徒(専攻科修学支援金の支給が停止されている者又は個人番号カードの写し等を提出し、個人番号の利用によって道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認できる者を除く。)は、毎年度、県教育委員会が定める日までに、課税証明書等を添付した様式第1号による収入状況届出書を、学校長を通じて県教育

委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者（専攻科修学支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書に個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添えて、学校長を通じて速やかに県教育委員会に届出なければならない。
- 3 県教育委員会は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第3条第4号に該当しないと認めたときは、その旨を学校長を通じて当該届出を行った者に対し通知しなければならない。
- 4 県教育委員会は、受給権者が正当な理由なく第1項に規定する届出をしないときは、専攻科修学支援金の支給を差し止めることができる。

（支給の額の通知）

第8条 県教育委員会は、第6条第1項の規定による受給資格の認定を決定したとき並びに前条第1項及び第2項の規定による支給要件を満たすことを確認したときは、当該受給権者の専攻科修学支援金の支給額を決定し、学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

- 2 前項の規定において、当該年度の翌年度の4月から6月までの支給額については、予定額として通知するものとする。

（受給資格の消滅）

第9条 学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、その旨を県教育委員会に届出なければならない。

- 2 県教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、受給資格の消滅について学校長を通じて当該受給権者であった者に対し通知しなければならない。

（個人番号カードの写し等又は課税証明書等の省略）

第10条 第6条第1項に規定する申請並びに第7条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、本要綱に定める専攻科修学支援金の受給手続きに伴い、既に課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

- 2 第7条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の個人番号カードの写し等の添付は本要綱に定める専攻科修学支援金の受給手続きに伴い、既に個人番号カードの写し等を提出している場合は、省略することができる。

（支給停止等）

第11条 受給権者は、在学する県立高等学校を休学した場合において、様式第2号による支給停止申出書を学校長を通じて県教育委員会に提出し、専攻科修学支援金の支給の停止を申し出ることができる。

- 2 前項の申出を行った受給権者が、前項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第3号による支給再開申出書に、収入状況届出書等を添付して、学校長を通じて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条第1項、第7条第1項又は

第2項の規定により、既に収入状況届出書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りるものとする。

3 県教育委員会は、前2項の申出により、専攻科修学支援金の支給を一時停止したとき又は再開したときは、学校長を通じて当該受給権者に通知しなければならない。

4 前3項の規定により当該月に係る専攻科修学支援金の支給が停止された月は、第3条第3号及び第4条第1項の期間の算定からは除くものとする。

(支給実績証明書)

第12条 専攻科修学支援金の受給権者又は受給権者であった者は、専攻科修学支援金の支給実績証明書の発行を様式第4号により学校長に申請することができる。

2 学校長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、専攻科修学支援金の支給実績を証明する書類を発行し、申請を行った者に交付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、専攻科修学支援金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。